

洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手續 等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、洞爺湖町が設置する公の施設（法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理（以下「管理」という。）を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に管理を行わせようとするときは、公の施設の概要、選定の基準、管理の基準その他の指定管理者の選定に際し必要な事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請の受付期間内に町長等に申請しなければならない。

- (1) 管理に係る事業計画を記載した書面（次条において「事業計画書」という。）
- (2) その他町長等が必要と認める書類

(候補者の選定)

第4条 町長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、当該申請を行った団体のうちから適当と認める団体を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保し、及びサービスの向上を図ることができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであり、及び管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであり、又は確保できる見込みがあること。
- (4) その他町長等が別に定める事項

(公募によらない選定)

第5条 町長等は、第2条の規定にかかわらず、公の施設の性格、設置目的、規模、構造、機能等を考慮した結果、公募により候補者を選定することが適当でないと認めたとき、公募の手續を執る暇がないとき、又は第3条の規定による申請がなかったとき、若しくは前条の規定による審査の結果、候補者を選定できなかったときは、公募によらないで適当と認める団体を候補者として選定することができる。

2 町長等は、前項の規定により候補者を選定しようとするときは、当該団体と協議し、第3条各号に定める書類の提出を求め、これを受けた上で、前条各号に定める基準に照らし総合的に判断を行うものとする。

（指定管理者の指定）

第6条 町長等は、第4条又は前条第1項の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 町長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、管理に関する必要な事項について町長等と協定を締結しなければならない。

（指定の取消し等）

第8条 町長等は、指定管理者が次条第2項の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 町長等は、前項の規定に基づき指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

（事業報告書の作成等）

第9条 法第244条の2第7項に定める場合のほか、指定管理者は、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その管理の業務に関し事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。

- 2 町長等は、管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（原状回復義務）

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第8条第1項の規定に基づき指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設及び備付けの物件（次条において「施設等」という。）を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償等）

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、町長等の指示するところにより当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（管理の基準）

第12条 指定管理者は、法令、条例、規則その他町長等の指示するところに従い、公の施設の管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、当該管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成19年 月 日から施行する。